

令和元年 11 月 12 日
厚生労働省政策統括官付
情報システム管理室

「令和 3 年度以降における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給（設計・構築、テスト、移行、運用、保守等）業務一式調達仕様書（案）」に係る
意見招請について（意見提出方法）

1 意見提出方法

(1) 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「令和 3 年度以降における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給（設計・構築、テスト、移行、運用、保守等）業務一式調達仕様書（案）に対する意見在中」と朱書きすること。

(2) 持参又は郵送による意見の提出と併せて、様式 2 の電子データを意見提出

先のメールアドレス（E-mail：mhlwnw@mhlw.go.jp）宛て意見提出の期限までに送付すること。（送付する際は「×」を「@」に変換してください。）

※なお、セキュリティの観点から添付ファイルにパスワード等の措置を施した場合は、電話等により別途連絡すること。

2 意見提出の部数

1 部

3 意見の様式

(1) 日本語を使用すること。

(2) 必須項目

（様式 1）A 4 判縦置き横書きとすること。

- ・提出年月日、会社名、責任者名、印（法人の場合には、法人代表者印）
- ・提出意見の件数
- ・担当者氏名、所属部署名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス

（様式 2）A 4 判横置き横書きとすること。

- ・意見の対象となる調達仕様書案の該当ページ及び項目番号

なお、同じ項目番号の複数箇所について意見を提出する場合には該当ページ内の該当箇所の行数を記載すること。

- ・ 調達仕様書案に対する意見又は修正案
 - ・ 意見又は修正案の提出理由
- (3) 意見を提出する場合には、事前に意見提出先のメールアドレス宛てに、様式1及び様式2の電子データの送付を依頼すること。

4 意見提出の期限

令和元年12月3日(火) 午前10時までとする。

なお、郵送の場合には同日必着とする。

5 意見提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課契約班

電話：03-5253-1111（内線7196）

6 担当部署

厚生労働省政策統括官付情報システム管理室 情報化基盤企画係

電話：03-5253-1111（内線7440）